

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佰瑞祥鴻(香港)有限公司	1,997,000	29.57
KSK合同会社	1,815,500	26.88
EPSホールディングス株式会社	900,000	13.33
メディカル・データ・ビジョン株式会社	187,500	2.78
芦野 雄一	13,000	0.19
岩崎 宗利	5,500	0.08
山内 智晶	5,000	0.07
林 マリ	5,000	0.07
古市 健	3,000	0.04
鍋島 譲	3,000	0.04

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

大株主の状況は、上場の際に行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
腰塚 國博			長年に渡り、上場企業の取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その豊富な経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただけると判断したためであります。また、独立役員としての選任理由は、独立性の基準、開示加重要件のいずれにも該当していないため、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。
菊池 武志		当社の取引先である株式会社インターネットイニシアティブの元専務取締役であります。	長年に渡り、上場企業の取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その豊富な経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただけると判断したためであります。当社の取引先の元専務取締役であるものの、前期中(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の取引額は152,118千円で当社連結売上の約3.7%であり、独立性に影響はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	5名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は定期的に内部監査室及び会計監査人と意見交換等を行い、三者間で情報共有をすることで連携を図っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松村 晶信	他の会社の出身者													
井上 隆司	公認会計士													
分部 悠介	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松村 晶信			東証一部上場の情報システム企業の取締役及び常勤監査役としての経験を通じて当社事業領域に精通しており、事業経営の観点からも高い知見を有しているため、社外監査役としての業務を適切に遂行できるものと判断したためです。また、独立役員としての選任理由は、重要な業務執行に係る決定を行う取締役会に参画し、独立した立場であり、独立性の基準、開示加重要件のいずれにも該当していないため、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。
井上 隆司			会計事務所での勤務及び長年に渡り経理・財務業務に携わってきた経験より、会計及び財務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断したためです。また、独立役員としての選任理由は、重要な業務執行に係る決定を行う取締役会に参画し、独立した立場であり、独立性の基準、開示加重要件のいずれにも該当していないため、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。

<p>分部 悠介</p>		<p>弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断したためです。また、独立役員としての選任理由は、重要な業務執行に係る決定を行う取締役会に参画し、独立した立場であり、独立性の基準、開示加重要件のいずれにも該当していないため、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。</p>
--------------	--	---

【独立役員関係】

<p>独立役員の人数 更新</p>	<p>5名</p>
---	-----------

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

<p>取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新</p>	<p>ストックオプション制度の導入</p>
---	-----------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

<p>ストックオプションの付与対象者 更新</p>	<p>社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、その他</p>
---	--

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、社内取締役、社外取締役、従業員及び子会社の取締役を対象にストックオプションを付与しております。また、公正かつ厳格な監査による企業価値向上への意欲を一層高めることを目的として、社内監査役及び社外監査役を対象にストックオプションを付与しております。付与数に関しましては、過去の業績貢献度及び将来への期待を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

<p>(個別の取締役報酬の)開示状況 更新</p>	<p>個別報酬の開示はしていない</p>
---	----------------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬総額が1億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております。

<p>報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新</p>	<p>あり</p>
--	-----------

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等について、「取締役の報酬等の決定方針」として取締役会において決議した内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しており、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

他方、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した業績連動報酬等および株式報酬導入の必要性も十分認識しており、今後の検討課題とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等および非金銭報酬等は当面設定しない。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等の割合(%)は、現時点では100:0:0とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とし、取締役報酬の総額が株主総会決議により2億円以内、取締役の員数が定款で最大8名とされていることに鑑み、下記の範囲内で決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の適切な関与・助言を求めるものとする。

年間報酬総額が1人あたり3,000万円以内の取締役が4名以内

上記以外の取締役については年間報酬総額が1人あたり2,000万円以内

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が社外取締役の関与・助言を受けた上で、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役の業務については、適宜管理本部にてサポートを行っております。また、社外監査役は、随時、内部監査室、各部門、会計監査人との情報交換を行うなどしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 取締役会 >

常勤取締役3名(うち代表取締役1名)及び非常勤取締役2名(うち社外取締役2名)からなる取締役会の体制をとっています。代表取締役が、社長執行役員を兼任して全社の業務遂行を統括しており、2名の常勤取締役は執行役員を兼任し、各自がそれぞれの業務執行状況、業務執行上の課題および重要事項の報告等が迅速に行われる体制の構築を図っています。また、社外取締役の腰塚國博は、東京証券取引所が定める当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として企業経営の豊富な経験と高い知見を有しています。

非常勤取締役2名(うち社外取締役2名)は、取締役の職務執行に対する取締役会の監督の実効性を高め、取締役会の意思決定の客観性を確保するために、当社と利益相反の生ずるおそれがない2名を招聘しております。

なお、当社は、経営環境の変化に対して機動的な取締役会体制を構築するとともに責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、当社は執行役員制度を採用しており、担当機能別の責任分担を明確化し、会社業務を執行しております。

< 監査役会 >

常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成される監査役会を設置しております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務分担に従い、取締役会、その他重要な会議に出席して意見を述べ、取締役の職務執行を厳正に監査しております。

社外監査役は取締役の職務執行に対する監査役による監査の実効性を高めるため、当社と利益相反の生ずるおそれがない以下の3名を招聘しております。

監査役 松村晶信は、独立性の観点及び東証一部上場の情報システム企業の取締役及び常勤監査役の経験を通じて有する企業経営に関する相当程度の知見を当社監査体制に活かしていただくため、招聘しております。

監査役 井上隆司は、独立性の観点及び公認会計士として有する財務会計に関する相当程度の知見を当社監査体制に活かしていただくため、招聘しております。

監査役 分部悠介は、同様に独立性の観点及び弁護士としての知見に基づき、取締役の職務執行全般にわたり適法性、適正性を確保するために招聘しております。

< 会計監査人 >

当社は会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任し、関係法令に則り公正な会計監査を行っております。

< 内部監査室 >

内部監査室長1名及び同室員1名(情報システムG兼任)が内部監査を担当し、監査役会、会計監査人と連携して監査機能の充実に努めています。

< コンプライアンス委員会 >

グループ・コンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会規則に基づく、取締役会の諮問機関として常設され、当社グループのコンプライアンスに関する業務を行います。社長が委員長、管理本部長が事務局長、執行役員及びグループ会社の代表者が委員として選任されています。また、監査役も必要に応じて参加できるものとしています。

< 執行役員会(部長会) >

執行役員会(部長会)は、業務執行側の多様な意見を踏まえた適切な意思決定を行うことを目的とした社長の諮問機関です。当社及び当社グループ全体に係る重要経営テーマ及び取締役会上程事項等に関し、取締役、執行役員、監査役等が十分に審議を尽くす場として設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、機動的な業務執行及び経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、上記のガバナンス体制を実施しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまが議決権行使に必要な議案の検討に十分な時間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文提供については、今後の株主構成により、導入の可否について検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイト上にIRページを開設し、ディスクロージャーポリシーの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家のニーズを鑑みて、今後検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRページを開設し、掲載を検討しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部及び広報・マーケティング室で対応する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客、取引先をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。適時開示規程、フェア・ディスクロージャー・ルール対応要領等において、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として認識しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2020年11月19日の取締役会にて、業務の適正を確保するための体制を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1. 取締役、使用人の職務執行の法令及び定款適合性を確保するための体制
 - (ア) 公正な経営を実現するために、当社の取締役及び使用人は、当社が上場準備会社であることを自覚し、法令を遵守することを徹底させるために、会議等における説明、研修会等を実施する。
 - (イ) 別途定める社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に則り、保存及び管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

個々の損失の危険(財務、法務、環境、災害等のリスク)の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統括する担当取締役が、それぞれ損失の危険の管理(体制を含む)に関する社内規程を作成し、適切な管理体制を構築する。
4. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
 - (ア) 当社グループに影響を及ぼす重要な事項については、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行うための仕組みとして、取締役会に加え、必要に応じ、執行役員会、部門会議、委員会等を設置する。
 - (イ) 各部門及びグループ会社から量的及び質的目標を提出させ、明確な目標値を付与の上、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (ア) 別途定める社内規程に基づき、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
 - (イ) グループ会社の経営については自主性を尊重するが、別途定める社内規程に基づき、グループ会社について適切な管理を行い、グループ会社から経営上の重要な事項について報告を行わせ、必要に応じ、グループ会社と事前協議を行う。
 - (ウ) 別途定める社内規程に基づき、内部監査室は、各部門及びグループ会社に監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室及び管理本部の構成員を主体に補助使用人とする。
7. 監査役補助使用人の独立性
 - (ア) 監査役補助使用人の人事異動は、事前に監査役会の同意を必要とする。
 - (イ) 監査役補助使用人の人事評価について、監査役会は必要に応じて意見を述べるができる。
 - (ウ) 監査役補助使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
8. 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制
 - (ア) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に必要な報告及び情報提供を行う。
 - (イ) 当該報告をした者への不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
9. その他監査役監査の実効性を確保するための体制
 - (ア) 代表取締役は、当社グループが対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と意見交換を行う。
 - (イ) 監査役は、必要に応じ、内部監査室及び会計監査人候補の監査法人と意見交換を行い、内部監査室には調査及び報告を求める。
 - (ウ) 内部監査室、管理本部等所属の使用人が協力し、補助する。
 - (エ) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該費用または債務が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求に従い、速やかに行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、反社会的勢力等排除規程、反社会的勢力等の調査実施要領及び反社会的勢力等対応要領を整備し、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

反社会的勢力等の調査実施要領に基づき、外部専門機関への調査依頼やインターネット検索による方法で、株主、取引先等の反社会的勢力の該当性を確認しております。

また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、警察との連携体制を構築するとともに、その会合に出席し情報の収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

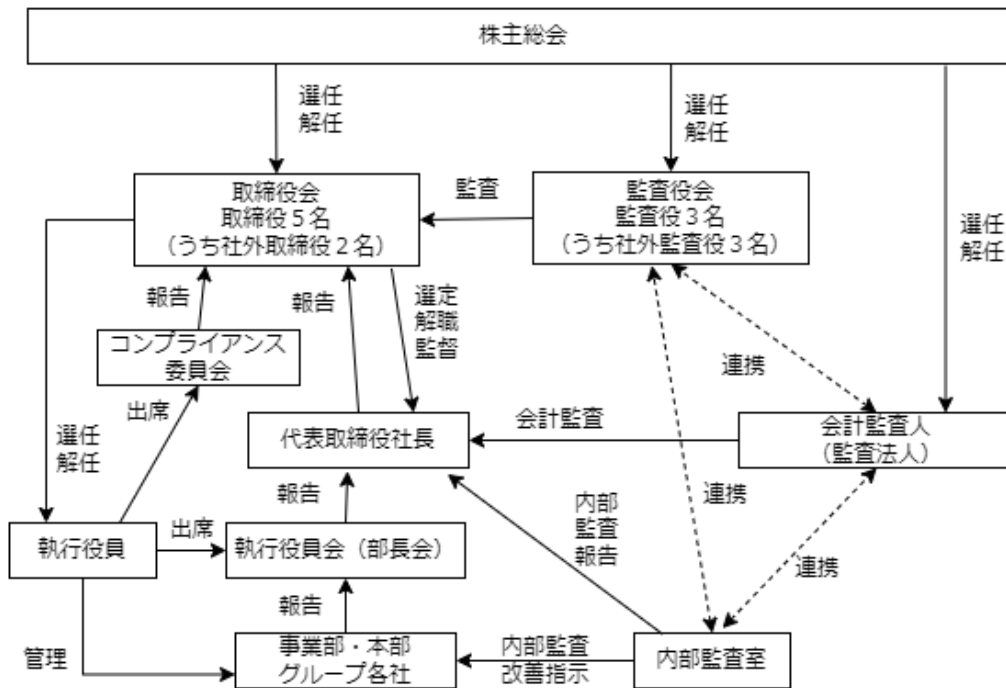
なし

該当項目に関する補足説明 更新

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

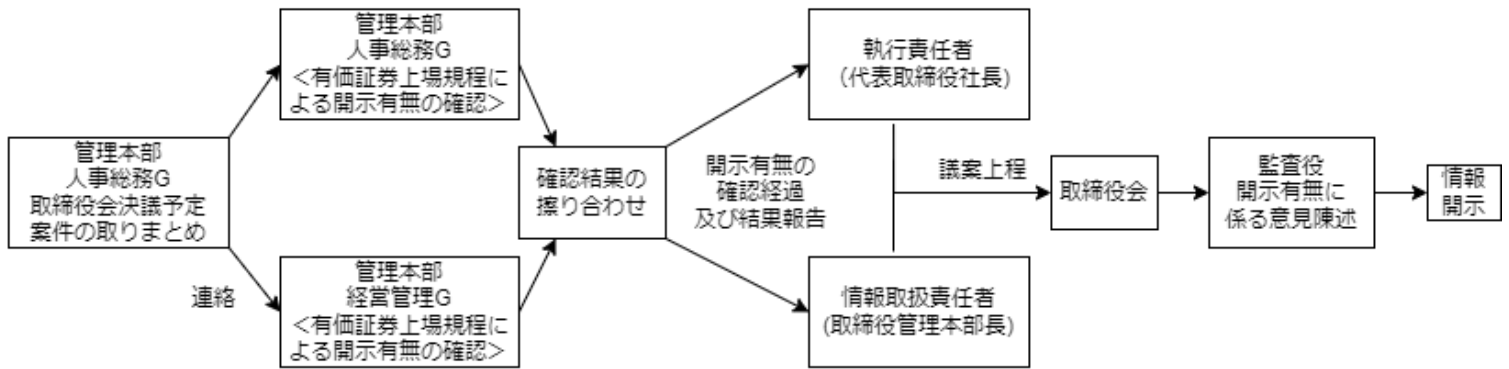
該当事項はありません。

【模式図（参考資料）】

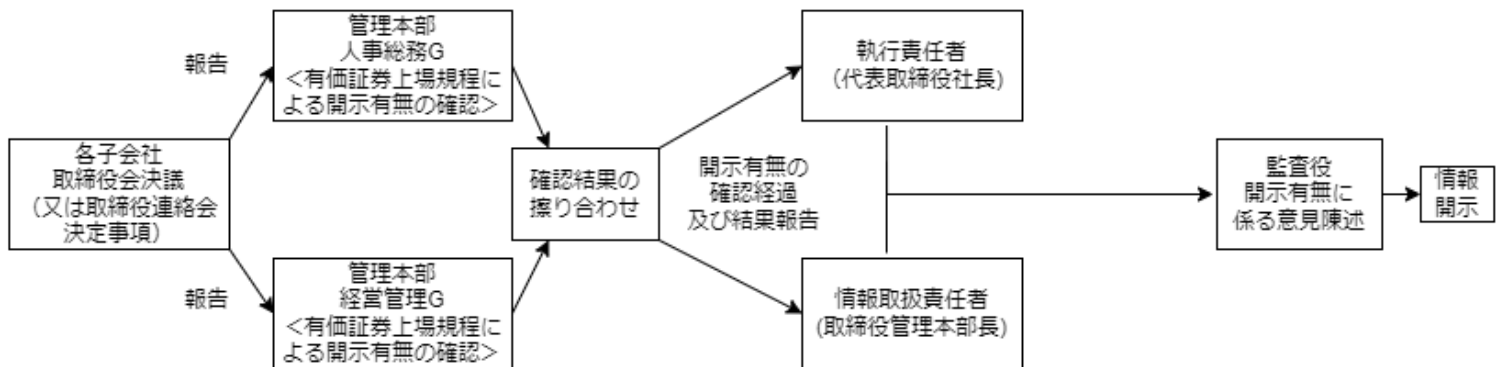


【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

